

## 第 2 4 4 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時	令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火） 午後 3 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 2 3 階 海区委員会室
3 出席委員	今井 一郎、多田 稔、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、鍋島 靖信（専門委員）
4 府関係者	中村 良弘、山脇 敏広、新瀬 幾恵、寺倉 涼子、吉見 翔太郎、 中村 咲良
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	委員会 (1) 漁業許可の公示について (2) まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和 5 管理年度における 知事管理漁獲可能量の設定について (3) すだて漁に係る建議要望の取り扱いについて (4) その他
7 議事概要 事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 2 4 4 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。</p> <p>まず本日の出席状況ですが、リモートで参加いただいている村上委員を含め、委員全員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>村上委員については移動中であるため、開始後 1 5 分間は音声のみの参加になり、その後映像での参加になります。</p> <p>本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第に記載しておりますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「漁業許可の公示について」</li> <li>・「まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」</li> <li>・「すだて漁に係る建議要望の取り扱いについて」</li> </ul> <p>の 3 件でございます。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行よろしくをお願いします。</p>

<p>会 長</p>	<p>ただ今から、第244回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第7条第2項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、伊瀬委員と多田委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (吉見技師)</p>	<p>大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。</p> <p>大阪府漁業調整規則第11条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。</p> <p>また、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>それでは、海区委員会資料1をご確認いただき、参考資料1-1の諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。</p> <p>海区委員会資料1をご覧ください。表のとおり、つばす・すずき流網1隻、刺網漁業4隻、たこつぼ漁業1隻、ひきなわ4隻、あなごかご漁業1隻、地びき網漁業5人、小型定置網漁業11人、潜水器漁業2人について、新規許可の要望が出ております。</p> <p>申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については1か月、その他の漁業については2か月間としております。</p> <p>なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1-2に掲載しております。</p> <p>説明については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>

奥委員	柁網というのは新規での許可になるのですか。
水産課 (吉見技師)	地びき網5人と小型定置網11人ですが、これは対人許可になります。地びき網と小型定置網は対人許可漁業ですが、来年の令和5年5月31日に期限となるので、対人許可を引き続いて行うためには、新規要望として公示しなければならないので、公示しています。許可数については増加するのではなく、継続になるので変化はありません。
奥委員	分かりました。
会長	ほかに、特にご質問等が無いようですので、議題1については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事務局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、引き続き、議題2の「まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (中村主事)	水産課 企画・豊かな海づくり推進グループの中村と申します。 議題2の説明をさせていただきます。宜しくお願いいたします。

お手元に配付しております本日の委員会資料の参考資料2-1をご覧ください。諮問文の写しでございます。

漁業法第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群に関する、令和5管理年度における、知事管理漁獲可能量を定めたいので、同法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

漁獲可能量について、現在、大阪府では特定水産資源として「まさば及びごまさば」、「まあじ」、「まいわし」、「くろまぐろ」の4魚種に、TAC（漁獲可能量）が設定されています。

「まあじ」と、「まいわし太平洋系群」の令和5管理年度は、令和5年1月1日から12月31日までの1年間となっています。

都道府県は、国から配分された漁獲可能量をもとに、各都道府県の資源管理方針に基づく、知事管理区分に配分する漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされておりするため、お諮りするものです。

今回、国の水産政策審議会資源管理分科会が行われ、「まあじ」と「まいわし太平洋系群」の令和5管理年度のTACの設定及び配分が審議・承認されました。

次に、参考資料2-2「令和5管理年度まあじ漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について」をご覧ください。

先月11月21日に開催されました、国の水産政策審議会 資源管理分科会で配付され、承認された資料です。

「まあじ」の令和5管理年度のTACは日本全体で15万2,400トンとなっており、この資料一番下に記載のとおり、このうち20%に当たる3万500トンが国の留保です。

留保を差し引いた残りについて、過去3か年の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理分と知事管理分に配分されます。

知事管理分は、漁獲量の概ね80%を占める島根、山口、長崎、大分、宮崎、鹿児島6県には具体的な数量で配分され厳格に管理されますが、それ以外の道府県は、数量を明示せず「現行水準」とされており、大阪府は現行水準の配分とされています。

次に、参考資料2-3「令和5管理年度まいわし太平洋系群漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について」をご覧ください。

こちら、先月11月21日に開催されました、国の水産政策審議会資源管理分科会で配付され、承認された資料です。

「まいわし太平洋系群」の令和5管理年度のTACは日本全体で92万2,000トンとなっており、この資料一番下に記載のとおり、このうち15%に当たる13万8,300トンが国の留保です。

留保を差し引いた残りについて、過去3か年の漁獲実績の比率に基づ

	<p>き、大臣管理分と知事管理分に配分されます。</p> <p>知事管理分は、漁獲量の概ね80%を占める北海道、岩手、宮城、三重、宮崎の5県には具体的な数量で配分され厳格に管理されますが、それ以外の道府県は、数量を明示せず「現行水準」とされており、大阪府は現行水準の配分とされております。</p> <p>次に、参考資料2-4をご覧ください。</p> <p>先程ご説明しました、国の水産政策審議会資源管理分科会で承認されたTACの設定及び配分を受け、令和4年11月22日付けで農林水産大臣から大阪府知事あてに、まあじ、まいわし太平洋系群について、令和5管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分の通知があり、下の表に記載のとおり、大阪府のまあじ、まいわし太平洋系群の漁獲可能量は、令和4管理年度に引き続いて、「現行水準」での配分となっております。</p> <p>「現行水準」といいますのは、大阪での漁獲量は全国の漁獲量から見ると少ない方に位置しているため、数量を明示した厳格な管理ではなく、現行の水準を超えないように、基本は今までどおりの管理を続けていただく、ということです。</p> <p>次に、海区委員会資料2、今回の案をご覧ください。</p> <p>まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間）における知事管理漁獲可能量につきまして、1の「大阪府に配分された漁獲可能量」は、先ほど申し上げましたとおり、国からの配分は、「現行水準」でしたので、2の「知事管理漁獲可能量」は、大阪府まあじ漁業及び大阪府まいわし漁業に対して「現行水準」と設定したいと考えております。</p> <p>以上で、議題2についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
<p>多田委員</p>	<p>大阪府の漁獲可能量はどちらも現行水準となっているのは、どちらも資源が増加も減少もしていないと考えてよいのですか。</p>
<p>寺倉主査</p>	<p>資源の評価は大阪府ではなく、国全体で行われています。マイワシの方は全体のTACが増加しており、資源も増加しています。マアジは全体のTACがほんの少し減少していますが、資源としては概ね横ばいと評価しているようです。</p>

多田委員	マイワシは全国的には増加しているのですが、大阪府は現状維持しろということですか。
寺倉主査	「現行水準」といいますのは、具体的数量が示されず、大阪府では大きな漁獲をあげていないので、これまでの資源管理の取り組みを続けながら漁獲してくださいということです。昨年度の漁獲量に合わせるということではなく、漁業者の資源管理の考え方を継続していただければと考えております。
田中委員	<p>マアジ、マイワシ太平洋系群の話にも関連しますが、黒潮の離接岸で大きな影響があります。黒潮が離れると2月にマイワシシラスが入ってこないです。近年はマイワシの高勢期に入ってきており、昭和52年以降の高勢期には大阪で何万トンも獲れましたが、これがまた来るかと楽しみに見えています。黒潮はまだ離れた状態にあり、太平洋から2月にマイワシの稚魚が入ってこないで、カタクチイワシが獲れています。マイワシが増えるとカタクチイワシが減ります。カタクチは平均5,000トン位獲っており、シラスも全国的に少ない中で、少ないなりに獲れており、カタクチイワシの量としては市場で飽和状態にはなっていないので助かっています。マイワシ太平洋系群は5年くらい前から獲れてきていますが、黒潮の離接岸で影響を受けています。もし入ってきたらマイワシでTACの目安数量が5,000トン弱ですが、現業者の見込みで1万トンは訳もなく獲れる数量であります。</p> <p>先日、カタクチイワシの瀬戸内海系群のTAC対象種として管理するか否かの会議に出ました。しかし、カタクチシラスは対象にしないということでした。なぜかという、シラスのデータを資源評価に含めるのが困難なのでということです。マイワシはまき網のデータが取れ、TACの管理ができますが、カタクチは1年2年の検討がされると思います。大阪の現状ではカタクチが良い状態で、まき網で5,000トン、瀬戸内海系群では四国、愛媛などの煮干し加工などが行われる県でよく獲られています。マイワシは獲れてみないと分かりませんが、あれば4,000トンくらいは容易に獲れます。</p> <p>マアジは底曳き網やいろいろな漁業で獲るので、まき網の漁獲量のみで管理できません。2百数十トンが一応の目安数字ですが、5,6百になっ</p>

	<p>ても微々たるもので、現行水準ということではいいかなと思います。</p>
会 長	<p>カタクチはTAC 魚種ではないが、今後入れられるかもしれない。マイワシでも5,000トンは獲れる数字だということですね。他に何かないですか。</p> <p>特に質問等がないようですので、議案2については、水産課の案を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>異議なしとのことですので、水産課の案のとおり承認させていただきます。</p> <p>事務局から答申案をお願いします。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>(答申案読み上げ)</p>
会 長	<p>ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。</p> <p>引き続き、議題3として、前回の委員会で岡委員から提案のあった「すだて漁に係る建議要望の取り扱い」について審議したいと思います。</p> <p>まず、前回の委員会以降、整理できた点や大阪府としてのすだて漁の取扱いの方向性について水産課から説明いただき、その後、委員会として、岡委員から提出のあった建議要望の取り扱いについて、審議したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、水産課から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>すいません、村上委員ですが、本日欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。結果、本日は9名の委員に出席いただいておりますので、本会議の有効性に影響はございません。</p>

会 長	分かりました。それでは、説明をお願い致します。
水産課 (新瀬補佐)	<p>水産課指導調整の新瀬です。</p> <p>すだて漁の取り扱いについて前回の委員会後の検討結果をご説明します。お手元には前回岡委員から提出のあった提案書をお配りしております。</p> <p>結論を先に申し上げますと、すだて漁は提案書のとおり、今後許可漁業として取り扱いたいと考えております。</p> <p>発端は、本年度、西鳥取漁協が50%出資する株式会社漁師鮮度が、府民等が海に親しむための体験学習として西鳥取漁港区域内ですだて漁を行うことについて、参加費の7,000円は活動を行うために必要な実費と判断し、教育実習の一環として、府が水産動植物の特別採捕許可を行ったことにありました。</p> <p>このことについて、前回の委員会で岡委員から、これは営利事業であるため特別採捕許可は適当ではなく、漁業協同組合が事業として行うのであれば許可漁業として扱うべき、そのことを海区委員会から知事に正式に建議してほしいとの提案書の提出がありました。</p> <p>他の委員からも、営利性が高い、魚の販売であるなど、様々なご意見をいただきました。</p> <p>これらを踏まえ、提案書について検討を行いました。</p> <p>そもそも、天然の魚がほとんど入らず、買って来た魚を捕まえさせる行為が「漁業」と言えるのかについて、水産庁に確認したところ、現在、すだて漁は他県で操業されている漁法であり、わずかでも外部から魚が入る可能性があれば、漁業の定義に当てはまるとの回答でした。</p> <p>漁師鮮度から提出された今年の特別採捕結果報告書をみると、7月から9月までの許可期間全体でマアジ、ウルメイワシ、マサバ等7種類、合計6.9kgの天然の魚の採捕がありました。</p> <p>また、営利性が高いと考えられる事業を特別採捕許可で扱うことは適当ではなかったのではないかというご意見については、7,000円という参加費は、許可をした時点では事業の実施に必要な経費であると判断しましたが、皆様のご意見をお聞きし、現在では、社会通念上実費と言われる範囲を若干超えているとの認識に至っています。今後、実費については材料費等に限定することにしたいと考えています。</p>



	<p>それから、西鳥取漁協内の意思決定については、漁協を訪問して確認しましたところ、令和元年から、理事会で浜プランの内容を検討する中で、すだて漁を観光漁業として取組み、組合の収益向上を図っていくことについて決議されていることを確認しました。</p> <p>もっと現場の声を聴いてほしいというご意見については、必要な情報はこれからも情報提供をし、トラブルの未然防止に努めていきたいと考えております。</p> <p>西鳥取漁協からは、令和5年4月からは、漁協がすだて漁の許可を受けて観光すだて漁を行い、漁業経営の安定を図っていききたいので、漁業許可にしていききたいとの意向を再度確認するとともに、先月17日には、知事と海区委員会会長あてに書面で漁業許可等の免許の交付についてお願い文が提出されています。</p> <p>以上のことから、府としては、すだて漁を漁業許可とする方向で考えています。</p> <p>なお、許認可方針を定めるにあたっては、海区委員会で答申をいただく必要があります。でき次第諮問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、前回の海区で、常松委員から、観光漁業には一体どんなものがあるのかというのを教えてほしいというご意見がありましたので、簡単に回答を申し上げます。</p> <p>観光漁業という言葉について、法律や国の計画等での定義はありませんが、一般的には、漁業者が漁業との調整を図りながら地域の観光資源として遊漁等に取り組むことを言われています。</p> <p>全国の例としては、和歌山県での養殖マグロ餌やり体験、霞ヶ浦での観光帆びき船体験、三陸沖での養殖わかめ狩り体験などがあります。</p> <p>いずれも、漁業または区画漁業権に基づく許認可を受けているほか、お客様を船に乗せて漁場に案内する場合は遊漁船業の登録が必要となります。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。ただ今水産課から説明があった点について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>

<p>岡 委 員</p>	<p>すだて漁については、大阪で例がなく、西鳥取の組合長から色々教えてもらいました。漁師鮮度が特採許可を取ったことはおかしいと思いますが、新たに漁協が漁協運営のために取り組んでいきたいというのであれば問題ないと思います。すだて漁ができる場所は限られており、浅瀬でないといけません。私は組合としての観光事業としてやっていくのなら反対しません。ただし、せめて両隣の尾崎漁協や下荘漁協の了解を得てやってほしいと思います。私が心配するのは、餌をまく等により、海が汚れる可能性も出てくることです。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>魚は買ってきて入れているが、餌はまきません。魚を入れているが、集めるのに何かをすることはありません。</p>
<p>岡 委 員</p>	<p>近隣の漁協も支障がなく、西鳥取の組合の事業としてやっていくなら問題ありません。</p> <p>やはり、漁業許可と言うのは漁業協同組合に対して与えるという方向を基本としてほしいです。民間業者に漁業許可を与えるというのは、どこかでゆがんだ形になる可能性も出てくると思います。西鳥取だけでなく他の地域でも、漁協が主体ではなく、企業が主体となり、企業が漁協を取り込んで養殖等されると、沖で自然の魚を獲っている者からしたら、それが障害となる場合もあります。その辺を漁業協同組合に対して許可として吟味して出してやってほしいです。</p>
<p>田中委員</p>	<p>今の岡委員の意見ですが、漁業法が変わって、民間参入を求めているという部分があるから、基本的に我々の漁業協同組合が主体で民間が参加するという最低限のルールは守ってほしいなと思う部分があります。それを岡委員は言われているのだと思います。そうでないと、企業の方が力量があるから、徐々に企業の力が大きくなっていくのは自然の摂理という部分はあります。しかし、やはり最低限度漁業協同組合を守るためにその辺の指導はお願いしたいと思います。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>この前も言わせてもらいましたが、私は隣の尾崎漁協の組合員ですが、入会いがあって、1企業の海も山も分からないような人が沖や浜へ出て色々やっていたら、入会いの中で色々な問題が起こるかもしれません。そ</p>

	<p>の辺を前回のときは報告もなしにやっていました。前回の海区の2日後に尾崎の組合に話が来ました。そんな、後手にならず、先にそんな話を持ってきてくれていたら、海区の会議でももっとちゃんと話ができたと思います。その辺をこれからも指導をしっかりと行ってもらいたいと思います。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>奥委員</p>	<p>今回に関しては、西鳥取漁協が業者に委託するという形ですよね。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>いえ、許可漁業になったら、西鳥取漁協が許可を受ける形です。</p>
<p>奥委員</p>	<p>漁師鮮度が撤退するということですか。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>いえ、漁師鮮度が漁協をサポートする形で事業を行っていくということです。</p>
<p>奥委員</p>	<p>取得は漁協がやって、実際は漁師鮮度が動かすのであれば、委託ではないのですか。そこがグレーだと思います。</p>
<p>田中委員</p>	<p>漁師鮮度がある程度ノウハウを持っているから、そこに漁協が漁師鮮度についていくような形にならざるを得ないのではないかと思います。</p>
<p>奥委員</p>	<p>深日漁協でも、釣り堀の経営は漁協では分からないので、漁協が海面使用料を払って委託しています。それが筋だと思います。その辺がグレーになってくるから、ちゃんと指導をしてほしいです。順序を踏んでほしいということです。今回特採で下ろしたということは、民間でも特採許可を取れるじゃないですか。でも海区委員会では皆知らないような状態で、水産課と海区漁業調整委員会という公共の場がせっかくあるので順序をわきまえず飛び越したことについて、合点がいかないと我々は思っています。特採で許可したのでやらしてくださいはい少し横暴だと思います。この辺は</p>

	水産課がもう少しちゃんとしてほしいなと思います。
水産課 (新瀬補佐)	西鳥取漁協にも伺って、組合が前面となってやっていくという意向は聞いています。ただ、漁師鮮度が漁師飯を作って提供するとか、申し込みの管理をするとか、なかなか漁師さんだけでは手が回らないところがありますので、そこは漁師鮮度の協力を得ながら漁協が前に出てやっていくという意向は確認しています。
奥委員	とりあえず水産課さんの方には目を光らせておいてほしいなというところはありますね。
岡委員	大阪は都会です。色々な人が歩み寄ってきます。ビジネスになると思ったら来ると思います。将来、心配するのは、そうやって異業種との連携と国が言いますが、やはり大阪は大阪なりのルール、最低限のルールを水産課も考えてほしいです。でないと将来的に、20人を下回る組合が出てきて、そこで民間企業の人で組合員になって、その人が組合長になって、ここに座っているかもしれません。将来反社会的な人が混じってくる可能性も出てきます。大阪のルールというものを考えてもらいたいと思います。将来、漁連の組合長会議にそういう人ばかり出てきて、漁業者が出てこないような、おかしい方向に行くかもしれません。特に水産課を含めて漁業に対する許可は漁業協同組合や漁師に対して与えるということを忘れないでほしいです。
奥委員	水産課だけ悪いと言っていないです。はっきり言って国の方針が間違っています。他府県で漁業者がいないところで、民間の人に許可が下りている現状もあると聞いています。国の方針としてはおかしいというところはある。その辺は私も把握しています。大阪でやっている以上は、順序踏まえてちゃんとした形を作った方がいいと思います。
水産課 (新瀬補佐)	分かりました。法令の考え方というのがありますが、やはり情報を知らなかったということで生まれる誤解と言うのが一番良くないと思いますので、積極的に情報を共有して進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

奥委員	お願いします。
会長	よろしいでしょうか。それではただいまの水産課の説明を踏まえて、委員会として、建議要望の取り扱いをどうするかを議論していただきたいと思います。水産課の説明ではすだて漁を許可漁業として取り扱う方向で進めたいということですがけれども、委員会として建議する必要があるのか、その点、この建議提案書を提出されています岡委員のご意見をお願いします。
岡委員	大阪で初めての許可になります。すだて漁だけでなく、他のことでこのような問題が起きたときに、すだて漁の許可を出したのにこれはダメなのか等、どんなことでそうなるかは分かりませんが、かき養殖にしても、色々なことで問題が出てくると思います。すだて漁は大阪では許可のなかった漁業、これを初めて漁業として許可するのは、僕は別に、すだてはどこでもできる漁業じゃないし、観光漁業の一環なので、これで生活することは難しいと思いますが、これからの時代、観光漁業もありきだと思います。しかし、はっきり言って、すだて漁を漁業許可というのは、ちょっと分かりにくいです。
奥委員	観光漁業なら、やっぱり許可制にしないといけないのですか。
水産課 (新瀬補佐)	千葉県では伝統漁業として行われている漁法であるので、それを大阪に置くということは、たとえ年間数kgしか魚が獲れなくても、漁業として扱うべきという国の見解でした。漁法とみなせる方法で、これは漁業じゃないといって一般の人が魚を獲っていたら、それはダメですという立場にあります。許可にすることで刺網やかごのように、海区で何件と公示して、あとに申請を受け付けてといったオープンなルールに乗ることになるので、一定管理はできると思っています。
奥委員	隣接する尾崎と下荘は、それを承認していますか。先ほど樋口委員が入会いの兼ね合いの話があるけど、そこは話ができますか。

<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>西鳥取漁協に行った際、両隣の漁協に話をしなかったのかと聞いたら、組合長同士で立ち話程度にしたという回答でした。正式にはできてなかったかもしれませんが。</p>
<p>奥委員</p>	<p>隣接する漁協に承認してもらってからでないと、この場で許可漁業にすると、尾崎と下荘から海区で勝手に決めたのかという声が出てきます。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>漁連さんには、他の漁業者への周知方法について相談し、組合長会議の場ですだて漁を許可漁業にすることを説明をさせてもらおうと思っています。</p>
<p>岡委員</p>	<p>尾崎の組合長も下荘の組合長も、知らない、聞いてない、勝手にやって、と言っていました。それでちょっとおかしいのではないかと思いました。</p>
<p>奥委員</p>	<p>隣接する漁協で入会しているというのが、ややこしいですね。樋口委員、どうですか。</p>
<p>樋口委員</p>	<p>いや、聞いていません。組合長も聞いてないと言っていました。全然海も知らない人、一企業の人だけが船に乗ってきて、走り回ったり、かき篋の作業にやって来たりしているようで、我々のタコのかごの糸を切るんですよ。そういうこともあるので、そこらへんを重々伝えてもらわなければ、やはり同じ海で、同じ入会いの中で働いていきますので。</p>
<p>岡委員</p>	<p>そのとおりです。前にも言いましたが、やはり近隣の組合に了解してもらう必要があります。簡単に民間がそれをやろうとしているから、民間が勝手に海をさわるなど、第一近隣が絶対に黙っていません。そこを明白にするようにと西鳥取漁協には伝えました。組合としてちゃんと仁義通すというか、近隣に説明に行って同意をもらうとか、それで初めてそれをするなら良いですが、それなしでパーンとやるから、こういう問題が出てきます。大阪府で許可のないことを先走ってやろうとしたからです。すだて漁は、既にある従来の漁業許可の中ではできないのですか。</p>

<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>小型定置網の柵網にすだて漁を追加するイメージです。</p>
<p>岡 委 員</p>	<p>すだて漁というものは大阪府にはなかったです。小型定置網に含んで許可を出したらどうでしょうか。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>事務的には、小型定置網に含め、文言として許認可方針にすだて漁を追加する形で考えています。</p>
<p>常松委員</p>	<p>私が疑問に思うのは、体験漁業というのは元々やっていて、それを体験させてあげるのが体験漁業だと思うのですが、逆に、お金儲けのために新しい許可を出すのはどうなのかなと思います。</p>
<p>岡 委 員</p>	<p>どこの組合でも色んな体験漁業とかやっています。我々も岸和田市の中学校や市から依頼を受けてやっていますが、一切お金はからんできません。全てボランティアです。これをビジネスとしてやろうとするからおかしなことになるのです。24組合ありますが、子供からお金とって体験漁業に連れていくところはどこにもありません。船を出して小学生を連れて海見に行ったり、組合に来る子供からお金をとっているところはあります。これは1人7,000円とか明白に募集をかけてお金をとっています。そこに許可を出すことはどうかなと思います。どこの組合でもお金をとってしているところはあります。観光業として海水浴場とかちゃんとした許可をとってやれば良いと思います。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>海鮮バーベキューとセットにした地びき網とかと一緒にイメージですね。常松委員が仰っているのは、地びき網は昔からやっていた歴史がありますが、すだて漁は昔からやってないのにちょっと違和感があるというようなご意見かと思います。</p>
<p>岡 委 員</p>	<p>新たにすだて漁という漁法に対して漁業許可を与えるというのは、水産課ももう一度慎重に考えてもらいたいです。</p>

奥委員	しかし、すでに特採として許可を出しているのではないですか。
水産課 (新瀬補佐)	いえ、特採は特別に期間を限定ですので、もう切れています。更新はしません。来年同じ形ではしないです。許可をくれという前に、いまはその許可がないので、新たに許可をどのように作っておろしていくか検討します。
奥委員	これ出すにあたって、隣接する尾崎と下荘が聞いてないという状態だから、順序を踏まえてからの話にした方がいいと思います。
水産課 (新瀬補佐)	分かりました。組合長会議は1月の日程が決まっていないようですので、その前に行ってもらうようにします。
樋口委員	後で起きてしまったら収まりがつかないと思いますので。
奥委員	それまでにもう少し話を詰めてもらってから。
水産課 (新瀬補佐)	今日の結果もお伝えしたいと思います。
会 長	大体意見が出たように思いますが、9月13日付けでいただいております岡委員のすだて漁の許可に対する提案書について、これを建議として取り扱いますか。
岡委員	やはり海区委員会で議論し、海区を通していただく必要があると思います。
会 長	では、海区漁業調整委員会に建議についてはまかせるという方向でよろしいでしょうか。
岡委員	海区でもんでもらって、海区としてが問題ないと言うならそれで結構です。



会 長	<p>建議するかどうかについては、委員会で議論して進めていくというニュアンスかと思います。皆さんご意見色々出ましたが、いかがでしょうか。水産課が許可漁業に位置づけるという方向で進めると言っておりますが。</p>
岡 委 員	<p>漁業者以外の意見も聞きたいです。</p>
鍋島専門委員	<p>建議提案が出てきているので、ここで取り上げてこういうことが決まっていってしまうということで、一応ここでもんで、水産課も許可漁業として立てていく方向なので、方向性は一緒なのかと思います。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>ちょっとよろしいですか。委員の先生方のご意見には、許可漁業に位置付けること自体いかがなものかというような意見もあるとお伺いしました。海区委員会としてどういうスタンスに立つのかというのを、今日の時点ではまだ周辺の漁協にも了解をとっていないということですから、その辺をまずは確認した上で改めて議論していただいた方がよろしいでしょうか。</p>
岡 委 員	<p>そうですね。近隣の組合もこの件について聞いていないので、海区で決めたといっても話にならないかもしれません。</p> <p>近隣の組合も話を聞いていないし、いくら海区で話しても、話になりません。尾崎も下荘も一切報告もないということですから。隣の組合からそんな意見が出るというのがおかしいと思います。</p>
田中委員	<p>入会いがあるから当然言ってくると思います。</p>
岡 委 員	<p>いくらすだてといっても人が集まるので、そこで色々な問題も起こりません。海に興味をいただく者も出てくるはずですよ。</p>
奥 委 員	<p>形としてはどう持っていったらいいのでしょうか。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>許可漁業に位置付けた場合、西鳥取漁協は許可を取って当該事業をすることになるわけですが、すだて漁は、現在許可漁業となっていないので、まず許認可方針を定めて、その上で要望調査・公示・申請・許可という手</p>

	<p>順に進めることとなります。西鳥取漁協は GW 頃から始めたいと思っているようで、水産課的には少しでも漁協の意向に沿うように、次回委員会で許認可方針案をお諮りできればと考えているようです。しかし、今日の委員の皆さんのご意見を踏まえると、今回は見送り、次回 1 月中旬になるとと思いますが、改めてすだて漁を許可漁業とするかをご議論いただき、建議についてご審議いただくことにした方が良いのではないかと思います。</p>
岡 委 員	<p>新しい漁法を取り入れるので、何のための海区委員会かという話でもあると思います。ここを通してもらう必要があります。漁業許可のことで問題が出てくるのは、今期の海区では初めてです。近隣漁協はもちろん、この委員全てに理解してもらって、でない新しい漁法を漁協にやらすわけにはいきません。海区の委員の皆に承認してもらえたら、そこで初めて通過したと言えます。そうでないと、何のための海区か分かりません。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>次回海区委員会に改めて周辺漁協のご意見なども披露させていただきななかで、許可漁業の方向にいくのか、違う方向にいくのか、またご議論いただくということによろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
事 務 局 (井坂書記長)	<p>許可漁業に位置付けるということになれば、許可に向けたタイムスケジュールもあると思うので、少しでも許可までの期間を短縮する意味から、次回委員会で許認可方針の素案を水産課には準備していただいでおく、そういった段取りでよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございました。要するに近隣の漁協の意向や情報を整理し、水面下で許可漁業の方向に行くのかの、水面下での作業が結構大変かと思いますが、よろしく願います。では、この件に関しては、次回の委員会で水産課の情報収集や調整とか、許可漁業に向けての作業を進めていただいで、次回の委員会で経過報告いただいで、そこでまた議論しようということを進めさせていただきますので、よろしく願います。</p>

	<p>本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。 ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。</p>
--	--